

勇気ある仲間からの告発、これが動かめ証拠だ！

私たちは絶対に許さないぞ！

区長 と 地区指導センター所長から

- 「まだ組合を辞めていないの」を20回以上
- 「いつ辞めるの？早く辞めろよ」を20回以上
- 「賃金控除停止依頼書を出せ」
- 「東労組は国労になる」
- 「転勤の希望があれば(組合を)辞めないと思せない」
- 「どうでもいい奴には言わない」
- 「お前が必要だ、お前のかを貸してくれ、お前に期待をしている」

大崎運輸区分会からの報告

大崎運輸区分会の仲間が懇親会の席で、現場長らから脱退強要を受けました。この場には管理者も数名いましたが、誰も現場長を静止することなく、不法行為は公然と行われました。

11月5日開催「東地申第1号交渉」で、東京支社は「**不当労働行為を行った事実はない**」と前置きした上で、次のように回答しました。

「**社員を正しく評価する上で組合の所属は関係ないし、移動は任用の基準で行っている。組合差別、不利益を与える観点で行っていない。労働組合法第7条の意識はあり、法令違反はしない**」

第1項で、会社に対し5件の事実確認を求めましたが、会社は一連の事象に対して「**不当労働行為の意思はない**」とし、懇親会での事象は「**コミュニケーションを図るため**」と説明しました。

大崎運輸区の現場長は「**まだ組合辞めてないの？**」「**いつ辞めるの？早く辞めろよ**」を20回以上繰り返して組合員に浴びせましたが、それでも「**不当労働行為の意思はない**」と説明するのでしょうか？

さらに現場長は「**転勤の希望があれば(組合を)辞めないと思せない**」と迫りましたが、それでも「**社員を正しく評価する上で組合の所属は関係ないし、移動は任用の基準で行っている。**」と説明するのでしょうか？

現場長らの行為は、会社回答に照らし合わせてみても明確な不当労働行為ですが、意思の有無に関わらず、責任は極めて重大です。

勇気を持って告発した仲間と共に、職場に蔓延する不正をただし、健全な職場を取り戻すために、みんなで闘おう！